

## 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

### 規程第14号

#### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人社会貢献支援財団（以下「この法人」という。）の定款第17条及び第34条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「公益社団・財団認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

#### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、評議員会で選任された理事のうち、この法人を主たる勤務場所とするものをいう。
- (3) 非常勤理事とは、常勤理事以外の理事をいう。
- (4) 報酬等とは、役員及び評議員がその職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

#### (報酬の支給)

第3条 この法人は役員及び評議員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤理事の報酬は年俸制とし、別表1により支給するものとする。
- 3 常勤理事の報酬額は、評議員会の承認を得て決定するものとする。
- 4 非常勤理事の報酬は、別表2により支給することができる。
- 5 監事の報酬は、別表3により支給することができる。

- 6 評議員の報酬は、別表4により支給することができる。
- 7 常勤理事の退職に当たっては、別表5により退職手当を支給することができる。

(報酬の支給日)

第4条 常勤理事の報酬は、月額給とし毎月16日(その日が休日に当たるときには、その前日において、その日に最も近い休日でない日)に支払うものとする。

2 非常勤理事及び監事並びに評議員の報酬は、理事会又は評議員会への出席等、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤理事の報酬は、第3条第3項で定められた額を12で除して得た額(以下、「月額報酬」という。)を支給する。

- 2 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

(費用)

第6条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これの請求があった日から遅滞なく支払うものとする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、公益社団・財団認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、平成22年9月1日から施行する。

附 則 (平成23年5月26日)

本規程は、平成23年5月26日から施行する。

附 則（平成26年6月2日）

本規程は、平成26年6月2日から施行する。

附 則（令和2年6月26日）

本規程は、令和2年6月26日から施行する。

附 則（令和3年6月10日）

本規程は、令和3年6月10日から施行する。

附 則（令和5年3月17日）

1. 本規程は、令和5年4月1日から施行する。
2. 第3条第7項に定める退職手当の改正については、本規程の施行時（令和5年4月1日）より適用し、令和5年3月31日まで在籍の者には、従前の定めにより算出する。

附 則（令和6年6月6日）

1. 本規程は、令和6年6月7日から施行する。
2. 第3条7項に定める退職手当の改正については、本規程の施行時（令和5年4月1日）より適用し、令和5年3月31日までの計算は、従前の定めにより算出する。

別表1 常勤理事の報酬

年俸額 18,000,000 円以内

別表2 非常勤理事の報酬

理事会等出席の都度、謝金として一人一律 50,000 円以内

別表3 監事の報酬

理事会等出席の都度、謝金として一人一律 50,000 円以内

別表4 評議員の報酬

評議員会等出席の都度、謝金として一人一律 50,000 円以内

別表5 常勤理事退職手当の算出要領

算出数式：

(令和5年3月31日まで在席の常勤理事)：下記の合算により算出する

- ・(令和5年3月31日までの算出方法) 給与月額×在職月額×支給係数
- ・(令和5年4月1日以降の算出方法) 退職手当算定基礎月額×在職月数×支給係数  
(退職手当算定基礎月額=月額報酬×60%)

(令和5年4月1日以降就任の常勤理事)

- ・退職手当算定基礎月額×在職月数×支給係数  
(退職手当算定基礎月額=月額報酬×60%)

支給係数：

- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| (1) 2年以下の者      | 100分の20以内   |
| (2) 2年を超え6年以下の者 | 100分の22.5以内 |
| (3) 6年を超える者     | 100分の25以内   |